

医政地発 0921 第 1 号  
令和 4 年 9 月 21 日

各 

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長  
( 公 印 省 略 )

「病院、診療所等の業務委託について」の一部改正について

病院における患者等の寝具類の洗濯の業務を委託する場合は、「病院、診療所等の業務委託について」（平成 5 年 2 月 15 日付け指第 14 号厚生省健康政策局指導課長通知。以下「課長通知」という。）においてその具体的な業務の運用について定めているところである。

今般、過酢酸による消毒方法が有用であるとの知見に基づき、「クリーニング所における消毒方法等について」（昭和 39 年 9 月 12 日付け環発第 349 号厚生省環境衛生局長通達）及び「クリーニング所における衛生管理要領」（昭和 57 年 3 月 31 日付け環指第 48 号厚生省環境衛生局長通知別添）が一部改正されたことに伴い、課長通知を別紙のとおり改正することとしたので、関係者に対して周知を図るとともに、衛生管理の指導に当たって遺漏なきようお願いする。

○「病院、診療所等の業務委託について」（平成5年2月15日付け指第14号厚生省健康政策局指導課長通知）新旧対照表

（下線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">指 第 1 4 号 平成5年2月15日 【最終改正】<u>医政地発 0921 第1号</u> <u>令和4年9月21日</u></p> <p>（別添2） 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第6条第2項から第5項まで又は第7項に規定する感染症の 病原体により汚染されているもの以外の感染の危険のある寝 具類に関する消毒方法 ◎ 次に示す方法のうち、各寝具類の汚染状況及び材質等か らみて適切な消毒効果のあるものを選択して用いること。</p> <p>1 （略）</p> <p>2 化学的方法 （1）～（4）（略） <u>（5）過酢酸による消毒</u></p>	<p style="text-align: right;">指 第 1 4 号 平成5年2月15日 【最終改正】<u>医政地発 0805 第1号</u> <u>令和2年8月5日</u></p> <p>（別添2） 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 第6条第2項から第5項まで又は第7項に規定する感染症の 病原体により汚染されているもの以外の感染の危険のある寝 具類に関する消毒方法 ◎ 次に示す方法のうち、各寝具類の汚染状況及び材質等か らみて適切な消毒効果のあるものを選択して用いること。</p> <p>1 （略）</p> <p>2 化学的方法 （1）～（4）（略） （新設）</p>

過酢酸濃度 150ppm 以上の水溶液中に 60℃以上で 10 分  
間以上、又は過酢酸濃度 250ppm 以上の水溶液中に 50℃以  
上で 10 分間以上浸すこと。

(注) 過酢酸の原液は強い刺激臭や腐食性があるので留意  
すること。